

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

改正後	改正前
<p>○船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成15年3月31日 規則第83号</p> <p>改正 平成18年 5月31日規則第68号 平成25年8月30日規則第88号 令和2年5月26日規則第83号 <u>令和3年3月31日規則第33号</u></p>	<p>○船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成15年3月31日 規則第83号</p> <p>改正 平成18年 5月31日規則第68号 平成25年8月30日規則第88号 令和2年5月26日規則第83号</p>
<p>船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p>	<p>船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年船橋市条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(係留の特例)</p>	<p>第1条 この規則は、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年船橋市条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(係留の特例)</p>
<p>第2条 条例第6条第2項第1号エの規則で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) サーカス等の興行において、その目的のために犬を使用するとき。</p> <p>(2) 展覧会、品評会又は競技会を行う目的のためにその犬を使用するとき。</p> <p><u>(多数の犬又は猫の飼養に係る届出)</u></p>	<p>第2条 条例第6条第2項第1号エの規則で定めるときは、次のとおりとする。</p> <p>(1) サーカス等の興行において、その目的のために犬を使用するとき。</p> <p>(2) 展覧会、品評会又は競技会を行う目的のためにその犬を使用するとき。</p> <p><u>(表示)</u></p>
<p>第3条 <u>条例第6条の2第1項の規定による届出は、多数の犬又は猫の飼養届(第1号様式)により行うものとする。</u></p>	<p>第3条 <u>条例第7条に規定する犬の飼養をしている旨の表示は、第1号様式のとおりとする。</u></p>
<p><u>2 条例第6条の2第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。</u></p>	

(1) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第9条第1項の許可(犬に係るものに限る。)を受けた者

(2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条に規定する開設者

(3) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第15条第2項に規定する指定法人

(4) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第10条の5第3項各号に掲げる場合において、犬又は猫の飼養をする者

3 条例第6条の2第1項の規則で定める数は、10とする。

4 条例第6条の2第1項の規則で定める書類は、施設の平面図とする。

5 条例第6条の2第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 犬又は猫の雌雄の別

(2) 犬又は猫の繁殖を防止するための措置の内容

(3) 犬又は猫の飼養の方法

(4) 周辺的生活環境を保全する方法

6 条例第6条の2第2項の規定による届出は、多数の犬又は猫の飼養変更届(第1号様式の2)により行うものとする。この場合において、当該届出が施設の構造又は規模の変更に係るものであるときは、施設の平面図を添えて行うものとする。

7 条例第6条の2第2項ただし書の規則で定

める軽微な変更は、犬又は猫の数の増加(同条第1項又は第2項の規定により届け出た直近の犬又は猫の数から3以上の増加となるものを除く。)又は減少とする。

8 条例第6条の2第3項の規定による届出

は、多数の犬又は猫の飼養廃止届(第1号様式の3)により行うものとする。

(事故届等)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、こう傷届(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2項ただし書に規定する市長が認めたときは、獣医師の資格を有する船橋市動物愛護管理員が狂犬病でないことを確認したときとする。

(返還申請)

第5条 条例第9条第1項の規定により収容された野犬等(野犬又は条例第6条第2項第1号の規定に違反して係留されていない犬をいう。)又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫若しくは同法第36条第2項の規定により収容された犬、猫等の動物の返還を求めようとする者は、犬・猫等返還申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(野犬の掃討の周知)

第6条 条例第10条第2項の規定による野犬を掃討する旨の周知は、次に掲げる方法に

(事故届等)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、こう傷届(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2項ただし書に規定する市長が認めたときは、獣医師の資格を有する船橋市動物愛護管理員が狂犬病でないことを確認したときとする。

(返還申請)

第5条 条例第9条第1項の規定により収容された野犬等(野犬又は条例第6条第2項第1号の規定に違反して係留されていない犬をいう。)又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第3項の規定により引き取られた犬若しくは猫若しくは同法第36条第2項の規定により収容された犬、猫等の動物の返還を求めようとする者は、犬・猫等返還申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(野犬の掃討の周知)

第6条 条例第10条第2項の規定による野犬を掃討する旨の周知は、次に掲げる方法に

より行うものとする。

- (1) 野犬の掃討を行う区域(以下「掃討区域」という。)を所管する出張所の掲示板に野犬掃討告知書(第4号様式)を掲示すること。
- (2) 掃討区域及びその付近の住民の見やすい場所に野犬掃討実施案内書(第5号様式)を掲示すること。
- (3) 放送その他の適当な方法により広報すること。

2 前項第1号及び第2号の規定による掲示は野犬の掃討の開始の日(以下「開始日」という。)の3日前から野犬の掃討の終了の日まで、同項第3号の規定による広報は開始日の3日前から開始日までの間に行うものとする。

(犬又は猫の引取り)

第7条 条例第11条第1項の規定により市長に犬又は猫の引取りを求めようとする者は、犬・猫引取り申請書(第6号様式)により行うものとする。

(船橋市動物愛護管理員証及び船橋市動物愛護指導員証)

第8条 条例第15条第3項に規定する船橋市動物愛護管理員の身分を示す証明書は船橋市動物愛護管理員証(第7号様式)と、船橋市動物愛護指導員の身分を示す証明書は船橋市動物愛護指導員証(第8号様式)とする。

(補則)

より行うものとする。

- (1) 野犬の掃討を行う区域(以下「掃討区域」という。)を所管する出張所の掲示板に野犬掃討告知書(第4号様式)を掲示すること。
- (2) 掃討区域及びその付近の住民の見やすい場所に野犬掃討実施案内書(第5号様式)を掲示すること。
- (3) 放送その他の適当な方法により広報すること。

2 前項第1号及び第2号の掲示は野犬の掃討の開始の日(以下「開始日」という。)の3日前から野犬の掃討の終了の日まで、同項第3号の広報は開始日の3日前から開始日までの間に行うものとする。

(犬又は猫の引取り)

第7条 条例第11条第1項の規定により市長に犬又は猫の引取りを求めようとする者は、犬・猫引取り申請書(第6号様式)により行うものとする。

(船橋市動物愛護管理員証及び船橋市動物愛護指導員証)

第8条 条例第15条第3項に規定する船橋市動物愛護管理員の身分を示す証明書は船橋市動物愛護管理員証(第7号様式)と、船橋市動物愛護指導員の身分を示す証明書は船橋市動物愛護指導員証(第8号様式)とする。

(補則)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日規則第68号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成25年8月30日規則第88号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第7号様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び同規則第8号様式の規定による船橋市動物愛護指導員証は、改正後の船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第7号様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び同規則第8号様式の規定による船橋市動物愛護指導員証の交付を新たに受けるまでの間においては、それぞれこれらの様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び船橋市動物愛護指導員証とみなす。

3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年5月31日規則第68号)

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成25年8月30日規則第88号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第7号様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び同規則第8号様式の規定による船橋市動物愛護指導員証は、改正後の船橋市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則第7号様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び同規則第8号様式の規定による船橋市動物愛護指導員証の交付を新たに受けるまでの間においては、それぞれこれらの様式の規定による船橋市動物愛護管理員証及び船橋市動物愛護指導員証とみなす。

3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用

することができる。

附 則(令和2年5月26日規則第83号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年船橋市条例第11号)附則第2項の規定による届出は、改正後の第1号様式の例による届出書を提出して行うものとする。

第1号様式

(別紙のとおり)

第1号様式の2

(別紙のとおり)

第1号様式の3

することができる。

附 則(令和2年5月26日規則第83号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

第1号様式

(削除)



(別紙のとおり)	
第2号様式	第2号様式
(略)	(略)
第3号様式	第3号様式
(略)	(略)
第4号様式	第4号様式
(略)	(略)
第5号様式	第5号様式
(略)	(略)
第6号様式	第6号様式
(略)	(略)
第7号様式	第7号様式
(略)	(略)
第8号様式	第8号様式
(略)	(略)

第1号様式

多数の犬又は猫の飼養届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設の所在地	
犬又は猫の数及び種類並びに雌雄の別	
施設の構造	
施設の規模	
犬又は猫の繁殖を防止するための措置の内容	
犬又は猫の飼養又は保管の方法	
周辺的生活環境を保全する方法	

第1号様式の2

多数の犬又は猫の飼養変更届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第6条の2第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設の所在地	
変更年月日	
変更事項	
変更内容	

第1号様式の3

多数の犬又は猫の飼養廃止届

年 月 日

船橋市長 あて

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住所

電話番号

船橋市動物の愛護及び管理に関する条例第6条の2第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

施設の所在地	
廃止年月日	
届出時に飼養又は保管をしている犬又は猫の数及び種類並びに雌雄の別	